



資料 5



4 高文館第 469 号

高知県公文書管理委員会 様

令和 4 年 2 月 1 日付け 3 高文館第 291 号で高知県公文書等の管理に関する条例（令和元年高知県条例第 1 号）第 28 条の規定に基づき諮問しました特定歴史公文書等の廃棄に関する事項については、下記のとおり理由により取下げます。

令和 5 年 1 月 30 日

高知県立公文書館長 戸田 京子



記

特定歴史公文書等の廃棄の基準について精査を要するため